

令和5年度第1回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年4月17日（月）9:00～9:44
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 長田教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 3名（一般3名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案4件、協議事項3件、報告事項2件です。

まず、非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち、教第3号議案、教第4号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第2号議案、報告事項2につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、今、申し上げました議案、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第1号議案 令和6年度使用教科用図書の採択要領について

（長田教育長）

まず、教第1号議案から参ります。教第1号議案は、令和6年度使用教科用図書の採択要領についてです。

それでは、説明をお願いします。

（藤井教科指導課長）

第1号議案、令和6年度使用教材等図書の採択要領について説明いたします。1ページを御覧ください。

令和6年度使用教科書の採択要領ですが、1、基本方針として、学習指導要領及び教育

課程基準等に即して適正かつ公正に採択し、採択後は採択に係る情報は公表し、開かれた採択とします。

2、採択までの手続ですが、（1）小学校及び小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部ですが、小学校は4年に1回の採択年度に当たります。昨年12月の教育委員会会議で採択手続に当たり、評価委員会設置を協議いただき、今回で評価委員会を設置の上、採択の手続を進めてまいります。採択に係る具体的な流れは、後ほど御説明します。

（2）中学校は令和2年度に採択の上、令和3年度より使用する教科書を継続使用します。

（3）高等学校等は校長を委員長とする選定委員会を設置するなど、例年どおりの手続で採択します。

3、採択事務に関する情報公開については、記載のとおり採択に係る会議録等を、採択終了後に公表することとします。

4、教科書の展示は、後ほど具体的な場所、期間を御説明します。

2ページを御覧ください。小学校等の教科書採択の流れを追記しています。上段の図ですけれども、まず教育委員会において、①採択要領を決定いただき、②教育委員会から教育委員会事務局へ調査研究の指示があり、③教育委員会より、評価委員会、調査委員それぞれを委嘱し、④調査委員会で調査研究の上、教育委員会事務局へ報告、調査研究を報告しまして、⑤教育委員会事務局が評価委員会へ調査内容を説明、⑥評価委員会から教育委員会事務局へ意見を出し、また、⑦教科書の展示において市民からの意見が出され、⑧これらの調査、意見等について教育委員会事務局から教育委員会へ報告させていただきます。⑨教育委員会会議で審議の上、教科書が採択される。こういった流れになります。

図の下に評価委員会や調査委員会等の内容を記載しています。

3番目に小学校用教科書の調査研究の観点と記載しておりますけれども、ポツ1では、教育課程基準の示す目標等の達成に沿ったものとなること。その下には、知識及び技能習得。その下には思考力、判断力、表現力の育成。また、さらに、その下のポツでは、探求する意欲を高める工夫。最後には、ユニバーサルデザイン観点からのレイアウトや色彩への配慮といった事項を観点としまして、調査研究を実施いたします。

次に、特別支援学級等の調査研究の観点ですが、例年どおりの観点となっています。

続きまして、3ページを御覧ください。採択事務日程の予定です。本日、採択要領の決定をいただき、4月下旬に第1回教科書調査委員会を実施。その後、第1回の評価委員会を実施し、調査委員会は4回程度、評価委員会は2回の実施を予定しています。

6月14日に教科書の展示会を市内の11カ所で開催いたします。さらに7月25日には定例の教育委員会会議にて特別支援学級で使用する一般図書を採択しまして、8月4日には臨時の教育委員会会議にて小学校教科書を採択。その後、9月の初旬に採択結果及び関係資料を公開する予定となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。高等学校の教科書採択の流れを記載しています。

高等学校教科書選定委員会は、校長、教員、保護者等にて構成し、選定する教科書の調査結果及び展示会の意見等を事務局より教育委員会へ報告し、採択いただく流れとなっています。

続いて、5ページにはスケジュールを記載してございます。

最後に、6ページには、教科書展示会の会場、期間等を一覧としてございます。市内11カ所で会場ごとに休館日等は変わりますが、6月14日から7月の頭にかけて展示会を実施し、意見を募ることとなっております。

1号議案の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

いかがでしょうか。この件について、何か御意見等はございますか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

意見ということはないんですけど、公正な選定に関して、いろいろ先般、議論もあったところですので、我々も、そのあたり襟を正して、しっかりやっていきたいと思っておりますので、事務局も、そのあたり御配慮よろしく申し上げます。

(長田教育長)

おっしゃるとおりでして、やっぱりもともと毎年、通知も出してはございましたけど、教育委員会としての方針ということも決めましたし、そういう意味で、関係する教職員の方々にも、今まで以上に徹底を図っていただきたい。これは強くお願いをしておきたいと思っております。

今井委員、何かございますか。

(今井委員)

ちょっと別のことでいいですか。

(長田教育長)

どうぞ。

(今井委員)

法定展示のリストを書きいただいているのですが、本当に市民の皆様の声、特に、お子さんにぜひ見てもらって、お子様の声も上がってくるような流れがあるといいなと。そのためにも、ぜひこの展示の仕方の工夫であるとか、せつかく図書館とかであれば、お子さんが来る機会もあると思うので、本当に手にとって見ていただけるような機会、そこで声

を出していただけるような展示の工夫とか、あるいは、周知について、ぜひ積極的に展開していただければと思いますので、お願いいたします。

(長田教育長)

そうですね。この周知という意味では、今どんな広報、周知をしていますか。保護者、児童生徒向けには。

(辻本初等教育担当課長)

児童生徒向けに直接、学校を通じてっていうことは、現時点では行っておりません。プレス発表をさせていただくのと、あと、各区の図書館等におきまして、展示の工夫をいつもいただいているところです。ただ、今御意見いただきましたとおり、やはり子供たちに見てもらうことは非常に大切なことですので、学校園を通じて周知したいと思います。ありがとうございます。

(長田教育長)

すぐ一で御案内するのも、1つの方法かも分かりませんね。まあ学校園を通じてというよりは、保護者宛てに。

(辻本初等教育担当課長)

そうですね。保護者に直接。では、そのように。

(長田教育長)

それも検討していただきたいのと、さっき話がありましたけど、図書館においての、教科書の展示会をやっているということの、分かりやすい案内ですね。たくさんの方が図書館にお越しいただいていますし、最近は特に新しい図書館が増えて、非常に人気が高まっていますので、そういう意味では、案内の工夫ということも検討していただきたいなと思っています。

(辻本初等教育担当課長)

はい。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

(長田教育長)

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第1号議案、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。
それでは、次に参ります。

協議事項 1 コロナ禍における教育活動について

(長田教育長)

協議事項の 1 です。コロナ禍における教育活動についてです。

(美藤学校保健担当課長)

4月10日現在の学校園における感染者数の推移についての報告になります。感染者報告等は、現在落ち着いている状況であります。また、4月以降のマスクの取扱い等につきまして、マスクの着用を求めないことを基本とする、マスクの着脱を強いることがないようにするなどを、3月に学校園及び保護者に周知をさせていただきまして、今、新年度を迎えている状況です。4月10日、始業式がありましたが、学校に確認したところ、やはりマスクを着用している児童生徒は多い状況ではあったようですが、大きな混乱なくスタートしているかと考えております。

報告は以上になります。

(長田教育長)

この件について、御意見等はございませんか。

特段、学校現場から、マスクの着脱に関して、実際の子供たち、着ける、着けないについての困り事みたいな報告は上がってきてますか。

(美藤学校保健担当課長)

私どもからも連絡をさせていただいたときに、学校からそのような形で困っているという報告は受けておりません。先週1週間を終えまして、徐々に、やはりマスクを外してきているという学校も見受けられました。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

今年はインフルエンザの感染がどうだったかというのは、まだまとまってないんですけど、かなりコロナよりもインフルエンザの感染者のほうが多くて、学級閉鎖もかなり出た時期があったと思うんですけど、そのあたりは、まとまっていますか。

(美藤学校保健担当課長)

インフルエンザにつきましても、今年は、やはりちょっと多い状況で、令和元年度と比べて、ほぼ同じぐらいの状況だったかと思います。ですから、学級閉鎖等も一定数ありましたが、ただ、ピークは早めに越しまして、3学期の末には、もう落ち着いた状況ではあったかと考えております。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

なかなかマスクの着ける、着けない、難しいところがあって、くれぐれもですね、マスクを着けたいという児童生徒に対して、外せ外せというような指導がないように、現場にも機会あるごとに、その趣旨を徹底していただきたいと思います。もちろん基本的には外していいんだよということは言うていただく必要がありますけれども、それ以上、着けたいと思っているお子さんに、そういった強制をすることがないように。まあ私も入学式とかも行きましたけど、まだまだ教員自身も結構マスクをしている者が多いということもあって、これはもう大人の普通の社会全般でもそのような気がしますが、時間の経過とともに、徐々に緩やかにというようなこともあろうかと思いますが、ぜひトラブル等のないようにお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

報告事項1 小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議意見のまとめについて

(長田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の1です。小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議意見のまとめについてです。

(藤崎整備推進担当課長)

報告事項1、小中学校の教育環境の改善・向上に関する有識者会議意見のまとめにつきまして御説明いたします。こちらの有識者会議でございますが、昨今の学校環境、学校教育等の変化、そういったところを踏まえまして、今後の教育環境をさらに改善、向上させるために、専門的見地から、また、幅広いお立場からの御意見をいただくべく開催したものでございます。

会議は昨年3月から今年の2月にかけて、5回開催いたしました。このたび3月28日に意見のまとめを提出していただいたという経緯でございます。まとめの内容につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりましたので、こちらでの御説明は割愛させて

いただきます。ただ、意見のまとめを、委員長を務めていただきました兵庫県立大学、尾崎公子先生にお越しいただいて御提出いただいた際に、神戸の学校、空調設備等の設置状況、こちらについては、他都市と比べて進んでいるんじゃないかなというような御意見だったり、あと、将来のさらに少子化に鑑みると、特にやっぱり小規模校対策で課題かなど。その小規模校対策を検討するに当たりましては、地域に開かれた学校という視点を踏まえまして、コミュニティスクールの仕組みも、うまく使いながら、地域の特性も考慮した議論を進めてもらいたいといったようなお話をいただいております。今後、この意見のまとめの内容を踏まえまして、教育環境の改善、向上に関する教育委員会としての方針を定めて、取組を進めてまいりたいと思っております。方針策定の際には、改めて教育委員の皆様にも御意見を賜りたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、いかがでしょうか。御意見ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

委員会の皆さんにいろいろ議論いただいて、報告書が出たら、頭が痛い課題がたくさんあるなと思ったのですが、今後のスケジュール感を、取りあえず現時点でどのように考えておられるのかを教えてくださいませんか。

(藤崎整備推進担当課長)

先ほどお話しいたしました方針の策定につきまして、速やかにというふうに思っております。私どもの頭の中で6月頃に方針策定できたらなと思っております。施設、設備の整備につきましては、今やっている内容を、さらに引き続きというような話になってこようかと思いますが、先ほど申しましたが、空調なども含めまして、さらに機能の向上といいますか、その時代、その時代に応じて求められる水準なども上げていくようなことを、予算を取っていきながら進めていくようなことを考えています。主に小規模校対策ですね。規模の話につきましては、委員の皆様からも、全ての小規模校に対して何らかの対策をとる話。それから、個々の学校とか地域の状況に応じた対策をとる話をいただいておりますので、方針が定まりましたら、私どもから学校に出向くなりしてですね。こんな対策、考えられるんじゃないかなんていうこともお話ししながら、具体的に進めていけたらなと。その上で、どんな対策ができるかというのが、学校と地域と一緒に考えていながらということになりますので、そこを今どんなスケジュールというのは難しいか

も分からないんですけど、速やかにあたっていきたいとは思っております。

(正司委員)

ありがとうございました。言わずもがなだと思いますが、短期的に手をつけれるものから中長期的なものまであって、中長期的なものも、1歩目を早めに踏み出さないといけないので、その中長期的なもの、先の姿をはっきりさせながら、1歩目をどう踏み出すかという議論をしていくことが大切かと思えます。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

ほかにございますか。

どうぞ、山下委員

(山下委員)

お取りまとめ、ありがとうございました。大規模校についてお伺いしたいのですが、拝見する限りでは、中学校でちょっと増えてしまうような状況、一時的な問題かもしれないんですけど、こういう状況も見受けられます。また、小学校も、これ以上大規模校をなくするのは難しいのかなと思うのですが、委員会の中では、どの地域にあるかっていうことを具体的に示した上で、それで、委員の皆様から何らかの対策なりの御意見を頂戴したという理解でよろしいですか。

(藤崎整備推進担当課長)

会議の、確か第3回だったと思うんですけども、過密化の状況、それから、小規模化の状況について、地図もお示ししてお話はしております。ただ、特に市街地の学校で規模が大きくなってきているところについては、学校と用地の確保等が難しいよねという話もございまして、今できる取組を考えないといけない。ただ、長期的に見ると、子供の数は少子化が進んでいくというふうに見えていますので、その長期的な動向も見ながらいかないといけないなというふうには思っております。

(山下委員)

ありがとうございます。学校は大分特定して議論できるところかと思えますので、それぞれに応じて、また今後、対策を講じていただけたらと思えます。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにございませんでしょうか。

いずれにしても、この有識者会議の中では、事務局から大規模校なり小規模校も、具体的に学校名も、地図も含めて示した上で、委員の皆さんに御意見をいただいたという、そ

うということだと思っておりますので、そういったことを前提に教育委員会としても、今後の取組の方針を定めていかないといけないと思っておりますし、また、十分これは学校を通じて、学校とも、情報交換するのは当然ですけれども、保護者の皆さん、地域の皆さんとの意見交換を通じて御理解を深めていくと。その上で、皆さん、共通の目標を持って一緒に取組を進めていくと、こういう姿勢が大事なかなと思っております。少しスケジュール的にタイトかも分かりませんが、ぜひ事務局にも今申し上げたことを念頭に置いて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

協議事項 2 体育的活動の安全な実施について

(長田教育長)

続きまして、協議事項の2に参ります。体育的活動の安全な実施についてです。

(藤井教科指導課長)

協議事項の2の体育的活動の安全な実施について御説明いたします。運動会、体育会を含め、体育的活動の安全な実施について本件の内容を各学校へ通知しようとするものです。

12ページの参考資料を御覧ください。令和4年度、体育的活動のあり方検討会の概要を記載しています。元年度より検討会を開始し、体力向上や体育的活動における安全性を協議してまいりました。昨年度においても記載のとおり検討会を実施し、当該検討会の提言を踏まえ、このたび本件内容を取りまとめています。

戻りまして2ページを御覧ください。

まず、1、体力の向上に向けてとしまして、体力向上の方向性と体力向上の視点をそれぞれ取りまとめております。

上段四角囲みの中、体力向上の方向性としては、体育授業の工夫や改善等の取組、また、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、運動の習慣化を図ります。続いて、その下の大きな四角囲みの中、体力向上の視点としては、運動の内容・意欲・機会という3つの視点で体力向上を目指すこととしています。1、運動内容の改善、2、運動意欲の喚起、3、運動機会の創出として、それぞれ具体的な視点を記載していますが、それぞれの視点において安全にも配慮されながら体力向上を目指すようまとめています。

3ページを御覧ください。こちらは2ページに記載しています観点を、概念図としてまとめています。運動内容の改善、意欲喚起、機会の創出、こういった視点から授業の工夫、改善を推進するとともに、また、家庭、地域と連携した基盤整備に取り組む。そして、安全、安心な運動環境、そういった視点の下、運動の習慣化を図り、体力の向上を目指すといった構成を示してございます。

4 ページを御覧ください。2、体育的活動の安全な実施についてとして、指導計画や施設、設備の安全対策等をまとめています。

(1) 指導計画の作成と見直しでは、児童生徒の体力や発達段階等に応じた指導計画の作成をして記載しています。

続いて、(2) の安全点検・安全対策では、体育的活動における事故防止に向けた点検の視点をまとめ、続いて、5 ページには、運動場や体育館、プール施設等、施設面の安全対策の具体例を挙げ、続いて、6 ページになりますが、運動種目ごとに安全対策における留意点の具体例を挙げています。

7 ページを御覧ください。(3) 安全に配慮した適切な指導として、児童生徒の個々の体力実態や発達段階の把握と、個々に応じた指導について、授業だけではなく、移動時や教育活動全体を通しての留意点を取り上げています。

7 ページの下段には、体育座りの取扱いとして、体育座りで長時間座らせることのないことを前提に、禁止するものではない。その一方で、体育座りでないといけないうといった画一的な指導は、身体に負担をかける可能性があり、適切ではないこと等について記載してございます。

協議事項 2 についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございました。今、御説明いただいた、1 つ目の体力向上に向けてというところ、本当に体力の低下が著しい中で、すごく大事なところだと思います。こういうふうにまとめていただいて、実際、お子さんたちにも、今、体力が低下してきている状況をしっかり認識していただいて。で、本当に体力向上大事だよっていうところを、やっぱり個人に意識してもらおうことで。もともと子供たちは本当に動くことがすごく大好きなので、もちろんモチベーションもあると思うんですけど、やっぱり、でも、もっと今頑張らなきゃいけない状況があるっていうのは御理解いただけるような、何かこうアウトラインがあるといいかなと思っています。

それと、体力向上のところはすごく大事だと思うので、すごく形式的な話なんですけど、目次の 2 のタイトルと、この文書のタイトル(体育的活動の安全な実施について)が一致してて、体力向上に向けてっていうのが、大きな文書のタイトルの中に、あんまり反映されてない気がして、少し気になりました。体力向上の要素も、少し文書のタイトルのところに入れていただけたら、よりいいんじゃないかなというふうに、個人的には思いました。

以上です。

(藤井教科指導課長)

改めて考えさせていただきます。

(長田教育長)

1度、事務局で議論していただいたらいいですけど、体力向上の大きな方針のようなものは別途つくってるんですか。今回、体力向上も冒頭触れてますけど、一番の主眼は、その安全、体育的活動の安全確保ということですよ。そのあたりがどうなのか。概念的な考え方をどこに置くのかというようなことだと思うんですけど。

田尾部長。

(田尾教科指導担当部長)

体力向上につきまして具体的に現場、学校現場に対して、今こういった方針でっていうのを、折に触れて伝えているというような形です。今回につきましては、昨今、やはりけがの件数なども気になるところがたくさんございましたので、あえて体育的活動の安全な実施についてということに特化した文書で出させていただきたいなと思って上げさせていただいたところですよ。

(長田教育長)

今の説明からすると、体力向上についての方針、指針みたいなものは特段つくってなくて、事あるごとに、もちろん学校には呼びかけているということですね。で、今回のこの体育的活動の安全な実施についてというのは、これは、教育委員会としての方針になるわけですか。

(田尾教科指導担当部長)

この安全な実施についてというのは、もちろん教科指導課としては教育委員会からの形で、やっていただきたいという。

(長田教育長)

これ、今日出していただいているのは、学校宛ての通知文じゃないですからね。これ、通知じゃなくて、これは、やっぱり教育委員会としての方針、指針ですね。

(田尾教科指導担当部長)

そうです。もちろん。

(長田教育長)

それから言うと、今まで体力向上の方針、指針も、特段定めたものじゃないのであれば、今の今井委員の御意見のとおり、体力向上と体育的活動の安全な実施についてというようなタイトルにしても、おかしくはないということですか。

1度ちょっと頭の中を整理してください。

(田尾教科指導担当部長)

分かりました。

(長田教育長)

1度、検討してみてください。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

その整理されたときにですね。前文をつけること。そこで1と2の関係を少しだけでも説明を入れたほうが、伝わるんじゃないかという気もするので、その点も合わせて御検討いただければと思います。

(長田教育長)

本田委員、どうぞ。

(本田委員)

作成いただき、ありがとうございます。安全についてなんですけれども、例えば施設のケアをしないと、そういった視点で書かれているのかなと思うんですけど、例えば熱中症等、そういった健康面のところは、ここには含まないとうようなことになるんですか。例えば運動場であると、かなり直射日光が長いとか、体育館のほうが、実は熱中症が起こりやすいというのがありますし、水分補給がどうというようなところとか、そういった健康面も安全の中に入るのかなとも思うんですけど。

(田尾教科指導担当部長)

熱中症等につきましては、毎年、健康教育課からガイドラインが発出されているのと合わせて、教科指導課からは、運動会、体育会の際に別途、熱中症への配慮についてということで、通知を毎年、出させていただいているところです。ですので、今回は、もう本当に、その事故、けがに対しての特化した理由でということで作成させていただきましたところです。

(本田委員)

それでしたら、例えばプールであるとか、もう少し必要なところもあるんじゃないかなと、命を守るというところであるとかというのが少し気になりました。安全となると、結構いろんなものも含めての安全かなと思うので、いろんなものがばらばら出るよりは、せっかくでしたら、まとめてっていうのがいいのかなというふうに思いました。

(長田教育長)

5 ページの一番下のところに、下記の体育的活動において、上記施設にて運動を実施する際には、この熱中症対策ガイドラインを参照してくださいと。今、田尾部長から説明があったように、今は健康教育課を中心に毎年、夏の前には、ここには気をつけてくださいよと、熱中症対策の通知をします。それはそれでいいでしょう。ただ、今の本田委員の御意見は、せっかくこういうものをつくるのであれば、もう少し総括的にまとまったような、その熱中症対策についても、安全面からの大事なところぐらいは入れたいほうがいいんじゃないですかと、そういう感じですか。もっと詳しく書いたほうがいい。

(本田委員)

詳しくというより、安全ってなったときに、そこがこう抜けてるっていうのは、ちょっと違和感があるなというふうに思ったというだけなんですけど。けがだけじゃないというふうに。なので、夏は、まあ熱中症対策っていうことでいろいろされていますけど、熱中症だけじゃないのかなというふうにも思います。やっぱり体力がない子供たちに何か運動をさせるというときに、例えば今だからマスクのこともありますけれども、やっぱり表情をしっかりと見ながら、体力を見極めてやっていくっていうのは、健康のところにもね。最近、立ってたら倒れる子もいらっしゃるので、そういうのも含めて安全かなというふうに思いましたので、施設が危なくないかっていうだけを見るだけでは安全は守れないのかなというふうに思いました。

(長田教育長)

分かりました。どっちかいうと、施設面の点検みたいなのが中心になってるから、児童生徒の健康面での、逆に言うと、少し気づきとか、そういったところも。入れたほうがいいんじゃないかと。熱中症に限らずということですね。

(本田委員)

そういうことです。はい。

(田尾教科指導担当部長)

御意見ありがとうございました。確かにおっしゃるとおりでございますので、今後、も

う少し包括的な形での資料の作成ができますように検討してまいります。ありがとうございました。

(長田教育長)

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

特にならなければ、次に参ります。

協議事項 3 校則の見直しについて

(長田教育長)

次は、協議事項の3、校則の見直しについてです。

(都築学校教育課長)

学校生活のルールや決まり、校則の見直しについて御説明させていただきます。令和3年度に学校生活のルール、決まりのガイドラインを作成いたしまして、令和4年度に引き続いて見直しを行っております結果を報告させていただきます。

2. 以降に結果を書いております、以下のような見直しをしております。中学校で1校、見直しをしていないのは、これは令和3年度に見直しが済んでいるため、令和4年度はする必要がなかったというふうに学校から聞いております。

(2)に課題を4つ書いております。一番最初が合理的な説明が難しいと考えられる内容について記載しています。これは、いわゆる肌着や靴下を白色に指定する指導ですが、中学校で数校ございました。

2つ目、小学校の件でございますが、小学校は、そもそも中学校、高校のような決まった校則というものはないということもございまして、発達段階や各学校の実情に応じて定めている。合理的な説明が難しいとされる内容の範囲を定めることが難しいということが課題となっております。

3つ目としましては、いわゆる新入学生の説明会、これにおいて児童生徒、保護者への説明が十分になされなかったという話もございます。

4つ目に、児童と話し合う活動がなされていない小学校がある。これも中学校、高校と違って生徒会というものがございませんので、なかなかこの活動が難しかったということ聞いております。

この4点の課題を受けまして、今後の取組、校則の見直しでは、当然、令和5年度以降も継続してやっていきますので、この形で広報する形でガイドラインの改訂をしております。

改訂案に示しておりますが、まず1つ目が、児童生徒の話し合いの方法や留意点を示し

てございます。

2番目が、入学予定者等を対象とした説明を徹底することを書いております。

3番目、見直すべき内容の具体化ということですが、この4つあるうちの下の2つですね。この教科書類の持ち帰りであったり、文房具の色・形・数を指定する。こちらのほうが、いわゆる小学校の学校のルールに代わるものだというふうに考えております。

4. スケジュール案でございますが、今日の委員会会議を経まして、各校へのガイドラインの発出をしていきます。各校で見直しを実施していきまして、また、来年の3月に見直し状況の報告をいただくことになっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

では、この件について、御意見がございましたら、お願いをいたします。何かございますか。

これ、子供の権利についての職員研修なり、その子供たちの学習、こういったことについては、令和4年度では小学校、中学校は、共に全校実施をしたという、そういう理解でいいんですね。

(都築学校教育課長)

説明が漏れておりました。申し訳ございません。子供の権利の研修学習のほうは、小・中、高校も含め全校でやっております。

(長田教育長)

ただ、何か私、気になりますのは、その学習しましたとかいうのはいいんですけども、やはりそのなぜその合理的に説明できないと駄目なのかとか、こういう校則は、こういう面で少し問題があるんだよとか、何かそういうことをきちんと教員の側から児童生徒に分かりやすく説明をしないと、何か学習する機会を設けました。あるいは、その後で、いや、子供たちで本当にその校則がいいのかどうか話し合ってもらいましたけど、特に意見がなくて、今までどおりですみたいなことでは、本質的なところを、子供は理解できてないままになってしまっていないかというところが気になるんですね。やっぱりそのあたりも丁寧に教える、指導する教員側から児童生徒に分かりやすく説明をする必要があるんじゃないか。そこが少し。できてる学校もあると思うんですけど、十分できていない学校もあるんじゃないかというところが少し心配な点ですね。

どうぞ、本田委員。

(本田委員)

ありがとうございます。私も学校に行かせていただいたときに、その生徒同士がお話合

いをされているところとかも見学させてもらったんですけど、やっぱりこう何かちょっとずつしか変えていけないというか、段階があるのかなと思うので、やっぱりこうやって継続して見直しをしていくことで、ほかの学校もこうやってるねとか、あと、前回までは、ここまで校則を緩めたけど、もうちょっとこうできるんじゃないかというお話しも、どんどん進むのかなと思うので、やっぱり今、教員長も言われたような教育をしながら、徐々にでもいいのかなというふうに思いましたので、取組を続けていっていただければなと思います。

(都築学校教育課長)

ありがとうございます。まあ今回、ツブロック不可、ポニーテール不可が残ってる学校があるんですけど、その学校は、今年、肌着とか靴の白色の方に力を入れて、ツブロックまで手が回らなかったということも聞いております。学校によってやり方はあると思うんですけど、本田委員がおっしゃったように、継続して見直しを進めていくよう我々も指導をしていきます。

(長田教育長)

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

ありがとうございます。今、本田委員も少しおっしゃったんですけど、どういうふうに変わっていったかというのは教育委員会だよりとかで子供さんたちにも伝わるように、神戸市の学校、こんなふうに変わっていっていますという、そういうのもされてましたか。

(都築学校教育課長)

以前、校則のガイドラインのときとか、昨年度の見直しも書いておりますし、来月、5月号ですね。委員会だよりで御案内も、周知をしてみたいと思っております。

(長田教育長)

ほかにございませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、そのほかの件でも結構ですが、何か御意見はございませんでしょうか。

なお、先ほどの協議事項2の体育的活動の安全な実施についてですが、今後の活動の方針に係る内容につきましては、後ほど非公開の場で協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。恐れ入りますが、傍聴者の方々は御退席をお願いいたします。

閉会 9時44分